

成年後見制度利用ガイドライン (支援者等関係者向け)

令和 7 (2025) 年 3 月

広 島 県

◎目次

◆最初に（本ガイドラインの目的・対象・使い方）	2
◆第1章 成年後見制度等の概要	
1 成年後見制度とは	4
2 法定後見制度と任意後見制度	7
3 成年後見制度の利用手続き（概要）	8
4 成年後見制度の利用に当たっての注意点	8
◆第2章 成年後見制度の利用手順	
1 法定後見制度の利用手続	15
2 任意後見制度の利用手続	20
◆第3章 関連制度等について	
1 福祉サービス利用援助事業（通称「かけはし」）	24
2 成年後見制度利用支援事業	26
3 意思決定支援について	26
4 その他の制度等について	27
◆第4章 参考資料	
1 県内問い合わせ先一覧	29
2 Q&A	30
3 事例	31
4 関連様式等	35
5 ガイドラインの作成経過	38
6 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ（関係者向け）【委員等名簿】	38
7 参考資料等	39

◎目次解説 ※前ページと併せて、ご覧ください（見開きにすると見やすいです）

◆最初に（本ガイドラインの目的・対象）

本ガイドライン作成の目的、対象（成年後見制度の利用を考える方と接することの多い方（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関、金融機関等の職員））等を説明しています。

◆第1章 成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度の概要の説明をしています。
- 2 成年後見制度の種類（法定後見制度と任意後見制度）について説明しています。
- 3 一般的な制度利用の手続きを説明しています
- 4 成年後見制度利用に当たっての注意点を説明しています。

◆第2章 成年後見制度の利用手順

法定後見制度、任意後見制度のそれぞれの具体的な利用の手続きについて説明しています。

◆第3章 関連制度等について

成年後見制度に関連する重要な諸制度について説明しています。

◆第4章 参考資料

- 1 お住まいの地域の相談窓口、その他主要な問い合わせ先（国、県、専門職団体、裁判所など）を記載しています。
- 2 成年後見制度について、良くある質問と回答を記載しています。
- 3 成年後見制度の利用に当たり、参考となる事例を掲載しています。
- 4 家庭裁判所への提出書類の様式など、関連する資料の様式集です。
- 5 ガイドラインの作成経過（ワーキンググループの開催日程等）を記載しています。
- 6 ワーキンググループの委員、オブザーバーの名簿を記載しています。
- 7 ガイドライン作成に当たり、参考にした資料

等を記載しています。



最 初 に

ガイドラインの目的

ガイドラインの対象

ガイドラインの使い方

ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、令和 5 年度に本県が実施した「権利擁護に関する実態調査」において、相談支援機関等の皆様より、成年後見制度の利用判断や対象者への説明に苦慮しているなどの意見が寄せられたことを踏まえ、成年後見制度等の権利擁護支援の概要や趣旨、手続き等について、主に相談支援機関や医療機関、金融機関の職員の方が、成年後見制度の対象となる方やそのご家族への対応に役立てていただくために作成しました。

ガイドラインの対象

- 作成目的を踏まえ、次の方々を主な対象と考えています。
 - ・ 相談支援機関の職員（高齢者向け、障害者向けを問わない）
 - ・ 医療機関の職員
 - ・ 金融機関の職員
- なお、上記以外の団体、個人の方が利用されても問題ありません。

ガイドラインの使い方

- このガイドラインは、成年後見制度をよく知らない方にも手に取っていただきやすいよう、できるだけ簡潔な記載を心掛けました。

そのため、詳しい説明は省略しているところがあります。詳しい説明については、国の機関等の HP のリンクを貼っておりますので、そちらもご覧ください。
- また、このガイドラインは、パソコンやスマートフォンなどの 電子媒体で見えていただくことを前提に作成しています。

電子媒体で見えていただいている方は、文書内検索等を活用いただければ、必要な情報にアクセスしやすくなります。（パソコンからは「Control キー＋F」で文書内検索ができます。スマートフォンでも文書内検索は可能です）

目次に記載のページの数字から各項目へ、またガイドライン内の URL にもリンクを貼っておりますので、ご活用ください。（パソコンからは「マウスの左クリック」でリンク先に飛べます）

◆第1章

成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度とは
- 2 法定後見制度と任意後見制度
- 3 成年後見制度の利用手続き（概要）
- 4 成年後見制度の利用に当たっての注意点

1 成年後見制度とは

(1) 権利擁護支援について

- 認知症や知的・精神障害等の理由により、判断能力の不十分な人は、財産の管理や日常生活等において、自分の意見や考え方を周りの人に伝えるのが難しく、その人らしく日常生活を送ることができなくなる場合があります。
- そのような場合に、判断能力の不十分な人の意思を尊重し、人権侵害(財産侵害や虐待など)が起こらないようにすることや、自己の権利やニーズを周りの人に伝えることが困難な人に代わり、支援者や援助者が権利やニーズを周りの人に伝えることが必要です。
- このように判断能力の不十分な人がその人らしく日常生活を送るために、その人を保護、支援することを、権利擁護支援といい、その一つに成年後見制度があります。
- なお、権利擁護支援を行うに当たっては、支援者や援助者の事情を中心に考えるのではなく、判断能力の不十分な人が何を大切にし、何を好んでいたのか(その人の価値観)を考えながら、支援を受ける人の価値観に基づいて支援することが重要です。そのため、判断能力の不十分な人の「意思決定支援の取組み」が重要となってきます。(P26 参照)
- 近年の高齢社会の進展により、認知症の人が増加することが見込まれています。また知的・精神障害の人も増加傾向となっています。加えて、人口減少や単身世帯の増加等により、身寄りがない人も増えており、今後も成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が一層高まっていくことが考えられます。

(2) 成年後見制度について

【導入経緯】

- 成年後見制度は、平成 12(2000) 年 4 月 1 日に、民法改正により始まりました。(それ以前は「財産管理」を行う禁治産者・準禁治産者制度という制度がありました)
- 同じ時期に、介護等の福祉サービスの利用について、それまで行政が必要に応じて決めていた「措置制度」から、サービスを受ける本人が決める「契約制度(介護保険制度)」へ移行することになります。が、契約制度へ移行する上で、判断能力が不十分な方は「契約」をすることが困難なことから、そのような方々を支援する手段が必要でした。
- こうした状況から「介護保険制度」と同時に、「成年後見制度」は施行されました。しかし、「介護保険制度」は利用者が増加している一方、「成年後見制度」は、十分に利用されていませんでした。

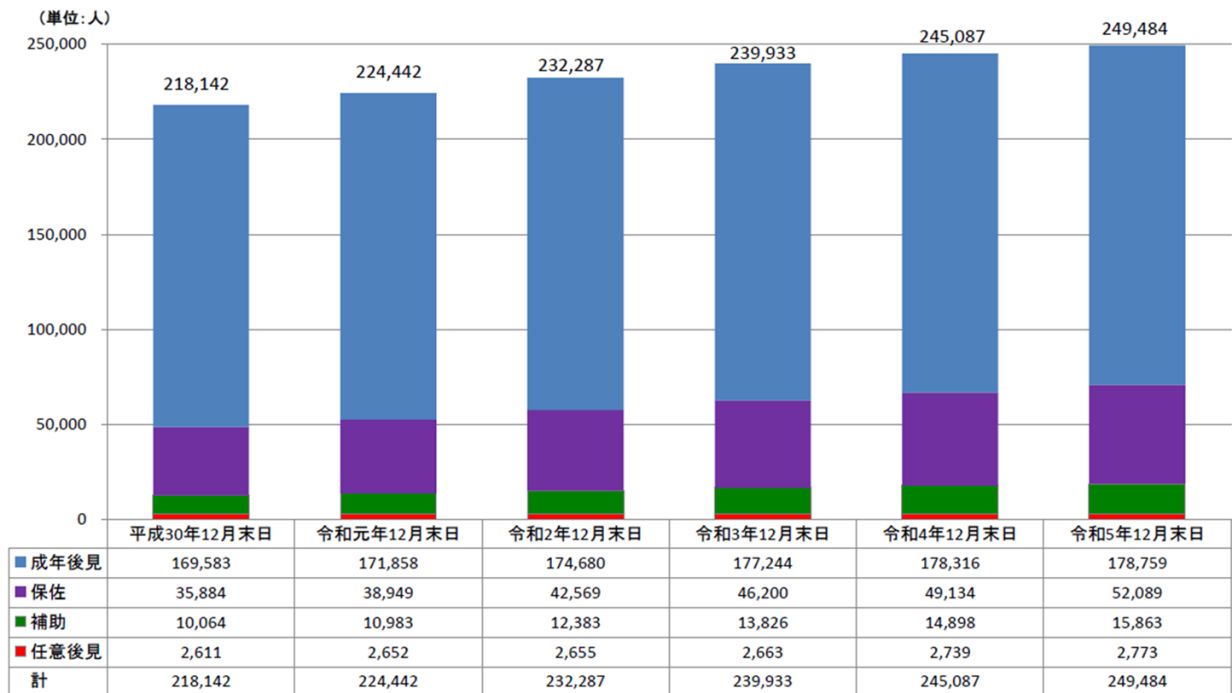
そこで平成 28(2016) 年 5 月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されるなど、支援が必要な方への取組みの充実・強化が図られています。

【制度趣旨・概要】

- 判断能力が十分な人は、自分で物事を判断し、自分の意思に基づいて、物を買ったり売ったり、また借りたり貸したりするなどの約束をする（契約等を結ぶ）ことができます。その結果、例えば金銭を支払って、様々なサービスを受けたりすることができます。（逆にサービスを提供して金銭を受け取ることもあります）
※専門的な話になりますが、このように契約等により法律上の効果（相手に様々なことをしてもらう権利や相手に様々なことをする義務）を生じさせる行為を「法律行為」といいます。
- 一方で、認知症や知的・精神障害により判断能力が不十分な人は、自分で物事を判断したり、自分の意思に基づいて、色々な約束等をするのが難しい場合があります。
- このように判断能力が不十分なため、財産管理や日常生活に支障がある人が、色々な約束等をする（法律行為をする）ことを、家庭裁判所が選んだ人（成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人のこと））が支える制度が、成年後見制度です。
- 以上の制度趣旨から、成年後見人等には、本人が色々な約束等をする（法律行為をする）ときの同意権や取消権、代理権が与えられています。その一方で、食事の世話や介護など、実際に本人の介護をしたり、送迎や付き添いをするといった具体的な行為（※事実行為といいます）は成年後見人等の事務に含まれないと考えられています。

【近年の利用状況】

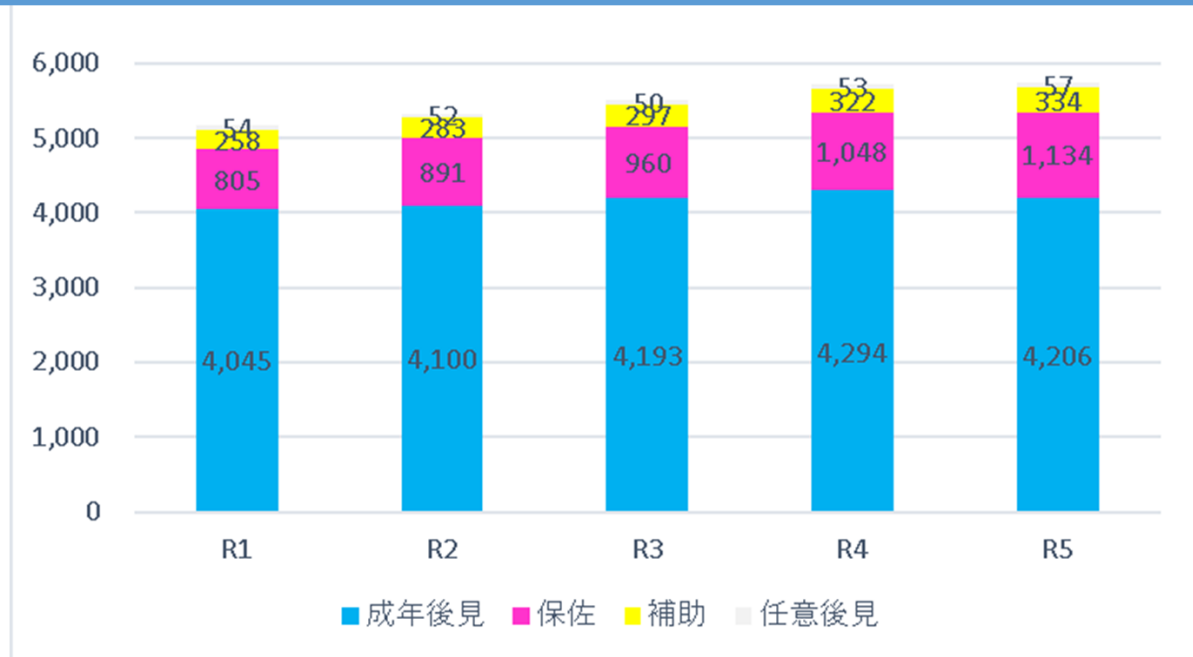
- 高齢社会の進行等の社会的要因から、成年後見制度の利用者は全国及び本県においても、年々増加しています。
- 今後も、高齢社会の進行等に合わせ、利用者数の増加が見込まれています。



資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況ー令和5年1月～12月ー」より作成

出典:「[成年後見制度の現状](https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf)」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf>)

成年後見制度利用者の推移 (広島県内)



	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見	4,045	4,100	4,193	4,294	4,206
保佐	805	891	960	1,048	1,134
補助	258	283	297	322	334
任意後見	54	52	50	53	57
計	5,162	5,326	5,500	5,717	5,731
(うち新規申立)	694	727	805	832	888

○本資料は、広島家庭裁判所管内で管理している本人数を集計したものであるが、その数値は、自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

○「利用者数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人(以下「本人」という。)の合計数であり、未成年後見人が選任された未成年者は含まない。

○対象となる本人の実際に住んでいる場所が広島家庭裁判所管内であっても、広島家庭裁判所(支部を含む。)以外の家裁が管理している本人は含まれない。

○利用者(本人)は、事件記録に基づき、後見等開始時点及びその後の変更届けがあった時点にシステムに登録した住所地により集計したものである。

したがって、本人が実際に居住している場所が変更になったとしても、家庭裁判所にその旨の届出がない限り異動は反映されないことになる。

2 法定後見制度と任意後見制度

(ここから少し説明が専門的になります。制度概要を一目で見たい方は [P11 ページをご覧ください。](#))

- 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて、(判断能力が不十分な順に)「後見」、「保佐」、「補助」の3類型(タイプ)があります。
- 「法定後見制度」は、本人の判断能力が十分でない場合、本人や家族、市町長などの申立てにより家庭裁判所が選んだ人(成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人のこと))が財産管理や日常生活において、約束をする際の支援などを行います。必要に応じて、成年後見人等を監督する「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」が選任される場合もあります。
- また、判断能力が十分なうちに、本人が前もって信頼できる人(任意後見人となる人)を選び、判断力が衰えた時の財産管理や日常生活において、約束をする際の支援の手配を予め依頼しておく「任意後見制度」という方法もあります。依頼する相手は、親族でも専門家でも可能です。

本人の判断能力が不十分となったとき、申立てにより、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任して、支援が始まります。

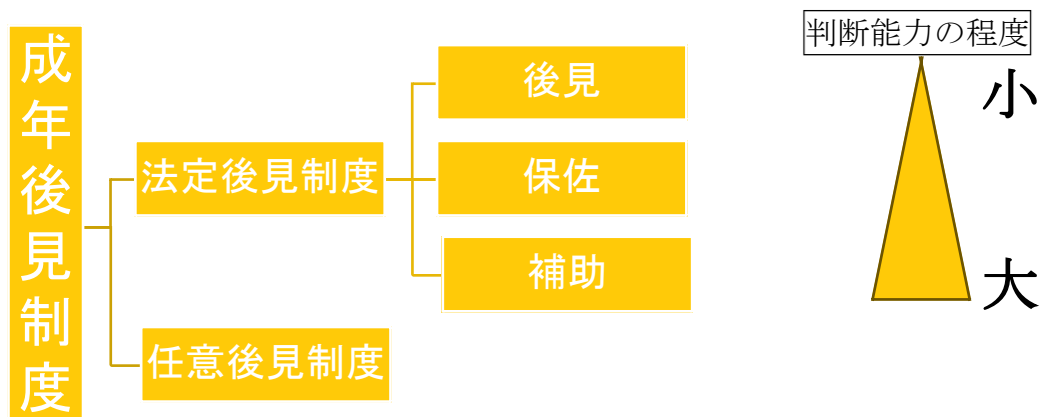
なおこの場合において、任意後見人として選んでおいた人が、法の定める欠格事由(※)に該当する場合には、任意後見契約が有効とならず任意後見が開始されない(任意後見監督人が選任されない)ことになります。(任意後見契約に関する法律 4 条 1 項 3 号)

※ 1 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者

⇒ ①未成年者、②家庭裁判所で法定代理人、保佐人又は補助人を免ぜられた者、③破産者、④行方の知れない者、が該当します。

2 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

3 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者



3 成年後見制度の利用手続（概要）

【手続の流れ】

- 成年後見制度を利用するに当たり、家庭裁判所への申立てが家庭裁判所による審理、審判（成年後見人等の選任）の手続きがあります。
- この中でも、利用したいと思う本人や家族が必要があるのは、家庭裁判所への「申立て」です。申立て後は、家庭裁判所によって手続きが行われます。（具体的な手続きは、[「第2章 成年後見制度の利用手順」（P15以降）](#)をご覧ください）
- 申し立て先となる家庭裁判所は、原則として制度を利用する本人の「生活の本拠」（住民票の住所に限らず、実際に暮らしている場所）となっている場所を管轄する家庭裁判所になります。[広島県内における裁判所の管轄は P30 をご覧ください。](#)



※「審理」においては、「家庭裁判所調査官による調査」や「精神鑑定」などが行われる場合があります。

※「審判」を行う場合、1枚の審判書内に、「後見開始の審判」と「成年後見人選任の審判」が併記されることになります。（同一のタイミングで審判がされることになります）

4 成年後見制度の利用に当たっての注意点

- 成年後見制度を利用するに当たり、注意していただきたいことを解説します。

【注意していただきたいこと】：解決したい課題の明確化

- 成年後見制度の利用に当たっては、本人の課題の何を解決したいのか、明確にすることが大切です。成年後見人等ができること等を踏まえて、成年後見制度の利用をすることが良いのか、ご家族や支援者の方と一度話し合ってみてください。
- お住まいの地域には成年後見制度の相談窓口がありますので、何を話せばよいのかわからないときは、相談してみてください。（[相談窓口は P29 参照](#)）

【成年後見人等の選任について】：成年後見人等は本人や家族の希望通りにならないことがあります

- 法定後見制度においては、家庭裁判所に申立てを行う際に、成年後見人等の「候補者」を選んでおくことはできますが、実際に成年後見人等を決定（選任）するのは家庭裁判所になるため、必ずしも希望した方が成年後見人等になるわけではないことに注意しておく必要があります。
- なお、任意後見制度においては、希望した方を後見人に選任することが可能です。

【成年後見人等の仕事（できること・できないこと）】

- 成年後見人等の仕事は、前述したとおり（P5）、判断能力が不十分なため、財産管理や日常生活に支障がある人が、色々な約束等をする（法律行為をする）ことを、家庭裁判所が選んだ人（成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人のこと））が支える制度です。
- そのため、成年後見人等は色々な約束等をする（法律行為をする）ことを支援することはできますが、食事の世話や介護など、約束等をするのではない行為（事実行為）は成年後見人等の事務に含まれないため行えません。

また本人のみが決められることができること（結婚、離婚、養子縁組）の代理行為や医療行為（手術等）の同意、本人の死亡後の対応（葬儀など：※）等も成年後見人等の事務に含まれず、行えません。

- 成年後見人等ができることは大きく次の2つに分類されます。
- **財産管理**：ご本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産を適切に管理すること。具体的には、ご本人の預金通帳や保険証書などの保管、年金や保険金などの収入の受け取り、ご本人に必要な経費の支払い、それらの帳簿管理など。
- **身上保護（監護）**：ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のこと。具体的には、ご本人の住居の確保及び生活環境の整備、介護契約、施設等の入退所の契約、治療や入院等の手続など。

※「**成年後見 Q&A**」（旭川家庭裁判所）（<https://www.courts.go.jp/asahikawa/vc-files/asahikawa/file/seinenkouken1.pdf>）をもとに広島県作成

◆【コラム①】本人の死後の対応について

- 本人死亡後の事務については、基本的に成年後見人等の役割ではありません。成年後見人等は相続人に対して清算事務（管理していた財産の収支計算）により引き渡す財産を確定し、その権利者（相続人）に報告・引き渡すことが役割となります。
- なお、法定後見の3類型の内、後見類型については、成年後見人が一部の死後事務を行うことができます。（3つ目の行為には家庭裁判所の許可が必要なことに留意してください）
 - ✓ 個々の相続財産の保存に必要な行為
 - ✓ 弁済期が到来した債務の弁済

- ✓ 家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（上記2つに当たる行為を除く。）
- ※「葬儀」を執り行うことはできないことに留意

【参考】平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班「[身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf)」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>）をもとに広島県作成

【成年後見人等の任期】

- 成年後見人等の任期は、成年後見制度を利用することとなった「原因が消滅したとき」となっています。（民法第10条（後見）、第14条（保佐）、第18条（補助））
- そのため、本人の判断能力が回復しない限り、成年後見人等がいったん選任されると本人がお亡くなりになるまで、成年後見人等の任期は続くこととなります。（次に記載する成年後見人等への報酬の支出も継続することとなります）

【成年後見人等の報酬】

- 成年後見人等（監督人を含む）には報酬が発生する場合があります。報酬の額は裁判所が決定し、本人の財産から支出されます。
 - なお、お住まいの自治体から報酬の助成を受けられる場合があります。（[後述の成年後見制度利用支援事業（P26）](#)など）詳しくはお住まいの自治体（[相談窓口は P29 参照](#)）にご相談してみてください。
- ※ [法定後見に必要な経費は P18](#)、[任意後見に必要な経費は P22](#) をそれぞれ参照してください。

【成年後見制度まとめ】

項目	法定後見		
	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
判断能力の程度	大  小		
支援を受ける人（本人）の名称	被補助人	被保佐人	被後見人
支援する人（成年後見人等）の名称	補助人	保佐人	成年後見人
支援する人を監督する人の名称	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
成年後見人等がすること（できること）	① 財産管理：本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作り、本人の財産を適切に管理すること。具体的には、本人の預金通帳や保険証書などの保管、年金や保険金などの収入の受け取り、本人に必要な経費の支払い、それらの帳簿管理など。 ② 身上保護（監護）：ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のこと。具体的には、ご本人の住居の確保及び生活環境の整備、介護契約、施設等の入退所の契約、治療や入院等の手続など。 ※「成年後見 Q&A」(旭川家庭裁判所) (https://www.courts.go.jp/asahikawa/vc-files/asahikawa/file/seinenkouken1.pdf) をもとに広島県作成		
成年後見人等に与えられる権限	○同意権（取消権） ○代理権 ※補助の開始には、「<u>本人の申立て</u>」または「<u>本人の同意</u>」が必要 ※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。 狭	○同意権（取消権） ○代理権 ※保佐の開始には<u>本人の同意は不要だが、保佐人への代理権の付与には本人の同意が必要</u> ※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。	○取消権 ○代理権 ※後見の開始に<u>本人の同意は不要</u> ※日常生活に関する行為（生活必需品の購入等）は取消すことができません。 広
与えられる「同意権（取消権）」、「代理権」の範囲は、その判断能力に合わせて、補助<保佐<後見の順に広がっています。内容の詳細は裁判所 HP「成年後見制度パンフレット」を参照してください。			

成年後見人等ができないこと	成年後見人等は法律行為（契約等）や法律行為を行うための行動以外の行為は、その責任の範囲外の行為になるため行えません。 また本人のみが決められることができること（結婚、離婚、養子縁組等）の代理行為も行えません。 ○食事の世話や介護をすること ○本人の医療行為（手術等）に同意すること ○結婚、離婚、死後の事務（遺言、葬儀）等に関すること
---------------	---

◆【コラム②】身元保証・身元引受等について

- 成年後見人等が、医療機関等から「身元保証・身元引受等」について求められることもあります。このガイドラインを見られる方の中にも、本人の身元保証をしてもらうために成年後見制度の利用を考えておられる方がいるかもしれません。

※ なお、身元保証人がいないと入院、施設入所ができないと言う事ではありません。誤解のないように、ご注意ください。それぞれの参考通知は次の通りです。

- ・入院について：[「身元保証人等がいなかったことを理由に医療機関において入院を拒否することについて」](#)（平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000516183.pdf>）
- ・入所について：[「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」](#)（平成 30 年 8 月 30 日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001262634.pdf>）

- 参考①のガイドライン（[「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」](#)）によると、医療機関が主に求める内容は次のとおりです。

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

- これらの内容については、成年後見人等の対応によってカバーされるものもあります。例えば、④に関連して、入院費の支払いであったり、⑤に関連して、退院後の医療・介護・福祉サービスの契約は成年後見人等の業務としてカバーされます。⑥も一部は対応可能であることは[コラム①（P9）のとおり](#)です。ただし、退院の付き添いなどは成年後見人等の業務ではありません。

- 詳細は本コラム下部の[参考①に掲げたガイドライン](#)をご覧ください。

- その他、近年「身元保証等高齢者サポートサービス」を行う民間事業者等も増えてい

ますが、トラブル等も報告されています。その利用検討の際には本コラム下部の[参考②消費者庁 HP](#)、[参考③厚生労働省 HP](#)をご確認ください。

【参考①】「[身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)」(平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班)(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>)をもとに広島県作成

【参考②】出典：「[身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について](#)」(消費者庁)(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018)

【参考③】出典：「[介護保険最新情報 vol.1273 \(「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の策定について\(周知\)\)](#)」(令和 6 年 6 月 11 日厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)」(厚生労働省)(<https://www.mhlw.go.jp/content/001262630.pdf>)

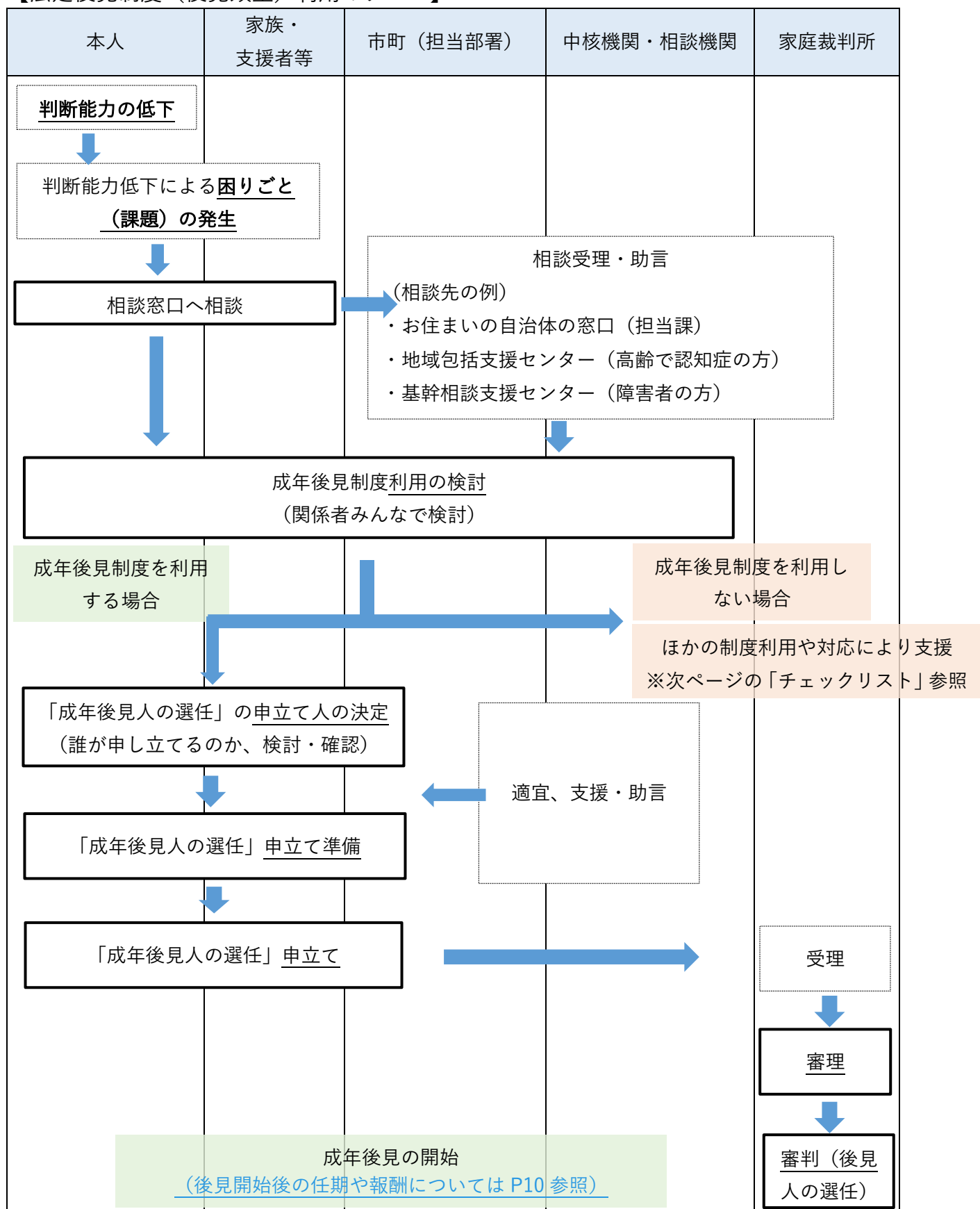
第2章

成年後見制度の利用 手順

- 1 法定後見制度の利用手続
- 2 任意後見制度の利用手続

1 法定後見制度の利用手続

【法定後見制度（後見類型）利用のフロー】



※ 保佐類型で代理権を付与する場合、補助類型の場合、「申立て準備」までに本人の同意を得る必要があります。

※ 【チェックリスト】

前ページのフローチャートを最初にご覧ください。

フローチャートの流れのとおり、本人に判断能力の低下がみられることが前提となっています。

なお、判断能力低下の前の場合、[任意後見制度の利用（P20）](#) も考えられます。

事項	内容	チェック	利用を検討する制度等 (チェックがつかない場合)
成年後見制度利用の必要性があるか 制度利用の必要性はあっても、利用が本人にとってより良い手段か	成年後見制度の利用（成年後見人等に同意権（取消権）や代理権が与えられること）で本人の困りごと（課題）が解決する 【解説】 ➤ 成年後見制度の利用が本当に必要か（困りごとがない場合や、他の手段で困りごとが解決しないか）について検討をする必要があります。 ➤ 例えば、具体的な困りごとがない場合には、支援者等の権利擁護支援チームによる見守りの継続が考えられます。 ➤ また、本人が不安を感じていても、困りごとがはっきりしない場合や本人がどのように解決したいか分からない場合には、意思決定支援の取組みを行い、本人の意思を確認してみることも重要です。 ➤ 具体的に困りごとがあっても、支援を求めている内容が、成年後見制度の利用では解決できないこともあります。	□	➤ 見守りの継続 ➤ 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用等
成年後見制度とは別に緊急性の高い事情はないか	次のような緊急性の高い事情は存在しない ・虐待やセルフネグレクトをしている ・消費者被害を受けている等	□	➤ 市町（担当部署）への相談 ➤ 消費生活センターへ相談等 【解説】 ➤ 緊急性の高い事情がある場合、早急に対応する必要があります。関連する相談窓口へ相談し必要な支援を依頼しましょう。 ➤ なお、成年後見制度の必要があれば、成年後見制度の利用も併せて検討しましょう。

【利用検討の前に】

- 成年後見制度の利用検討に当たっては、(成年後見制度を利用して) 解決したい困りごと(課題)を整理することが重要です。成年後見制度を利用する理由がない場合や、成年後見制度の利用で困りごとが解決できない場合は、他の手段(※)を検討することも重要です。(判断能力が低下したからといって、成年後見制度の利用は必ずしないといけ
ないわけではありません)

※他の手段としては、次のようなものが考えられます。

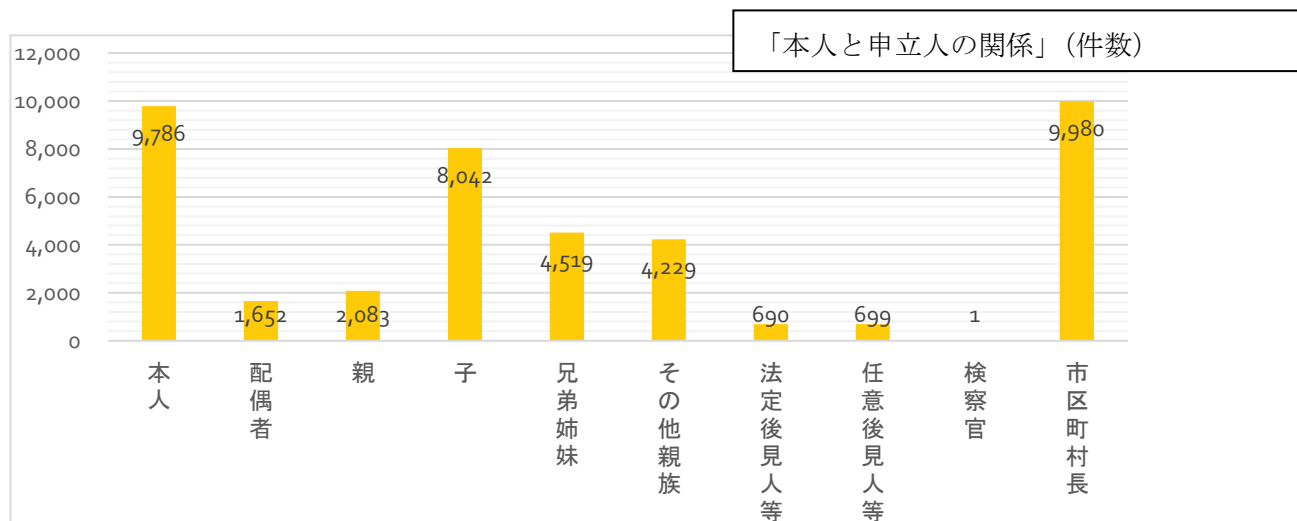
- ✓ 行政や相談支援機関による見守りの継続
- ✓ 福祉サービス利用援助事業(「かけはし」)の利用
- ✓ 虐待やセルフネグレクトの対応
- ✓ 消費生活センターの相談対応 など

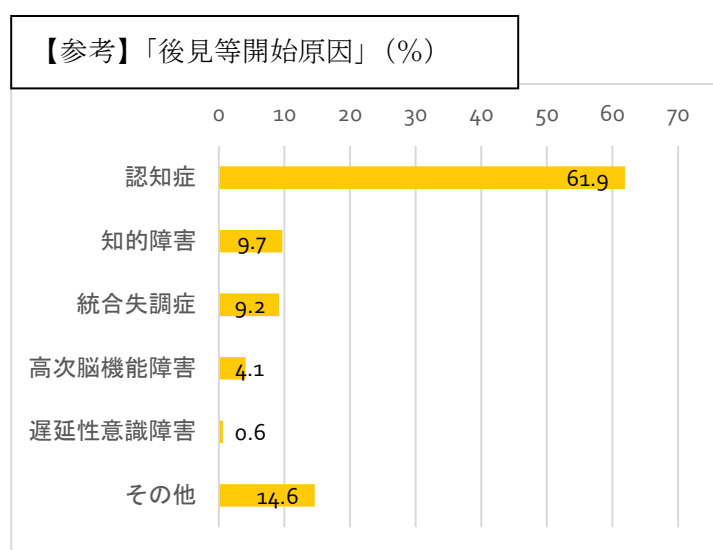
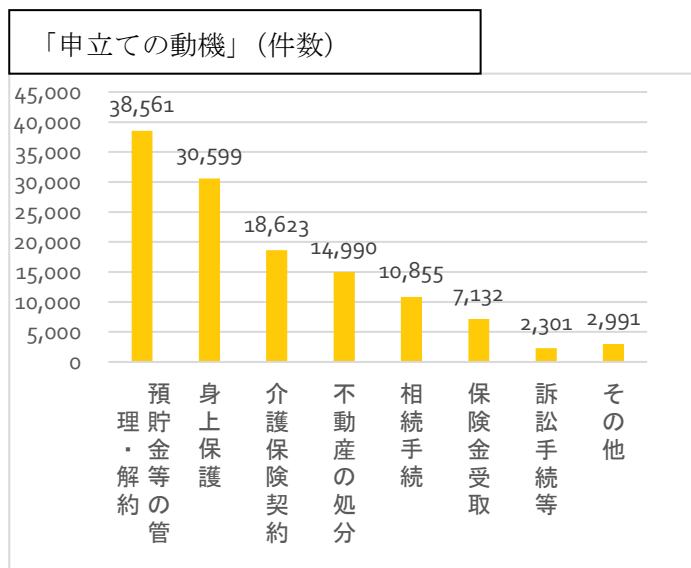
【相談窓口への相談について】

- 困りごとがあるけれども、成年後見制度を利用すべきかどうか、判断に迷う場合にはお住まいの地域の相談窓口にご相談してください。[\(相談窓口については、P29 参照\)](#)
- 専門の相談窓口へ相談することによって、課題解決に向けたアドバイスをはじめ、他の関係制度の利用等も含めた支援方法の検討等に繋がります。

【申立人について】

- 申立てができるのは、法律(民法第7条等)に定められた人のみです。
 - ✓ 本人
 - ✓ 配偶者
 - ✓ 四親等以内の親族
 - ✓ 自治体の首長(市長、町長)(※民法でなく老人福祉法等の個別法が根拠) など
- 令和6年の全国状況を見ると、申立人は多い順に、市区町村長(23.9%)、本人(23.5%)、子(19.3%)となっています。配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族を合わせると49.2%となり、ご家族からの申立が約半分、市区町村長、本人がそれぞれ2割強となっています。





※以上の3つの図はいずれも「成年後見関係事件の概況」：令和6年1月から12月まで（最高裁判所）（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html）をもとに広島県作成

【制度利用に必要なもの】

- 制度利用に当たっては、必要書類の提出と費用が必要になります。
- 必要書類については、第4章の[広島家庭裁判所HPの各書式\(P35\)](#)をご確認ください。
- また、収入印紙や必要な切手額は「[後見関係事件郵便切手等一覧表](#)」(R6.10.1～)（広島家庭裁判所）（https://www.courts.go.jp/hiroshima/vc-files/hiroshima/kasai/kaji/seinenkouken/240924_kouken-yuukenchiran.pdf）をご確認ください。

- 診断書（成年後見制度用）
- 申立書（財産の資料なども提出していただくことになります。）
- 申立手数料（収入印紙1件につき800円）
- 登記手数料（後見、保佐、補助開始の場合：収入印紙2,600円）
- 郵便切手（後見開始の場合：4,810円、保佐・補助開始の場合：6,030円）
- 戸籍謄本、住民票
- 登記されていないことの証明書

などが必要になります。（金額は前述の「[後見関係事件郵便切手等一覧表](#)」(R6.10.1～)（広島家庭裁判所）（https://www.courts.go.jp/hiroshima/vc-files/hiroshima/kasai/kaji/seinenkouken/240924_kouken-yuukenchiran.pdf）をもとに広島県作成）

- 主に必要な費用については、次のとおりです。

時期	内容	負担する人	金額の目安
申立て準備	申立てに必要な診断書、戸籍等の取得費用	申立人	数千円程度（ケースにより様々）
申立ての時	裁判所への申立て手数料等	申立人	1万円程度（制度利用の内容により異なる）

申立て後（家庭裁判所が必要と考えたとき）	鑑定料	申立人	数万円以上（ケースにより様々）
成年後見人等が選任された後	成年後見人等への報酬	本人	ケースにより様々（諸事情を考慮し、家庭裁判所が決定）
	成年後見人等の事務費（活動に必要な経費（交通費、郵送費等））	本人	事務内容により様々

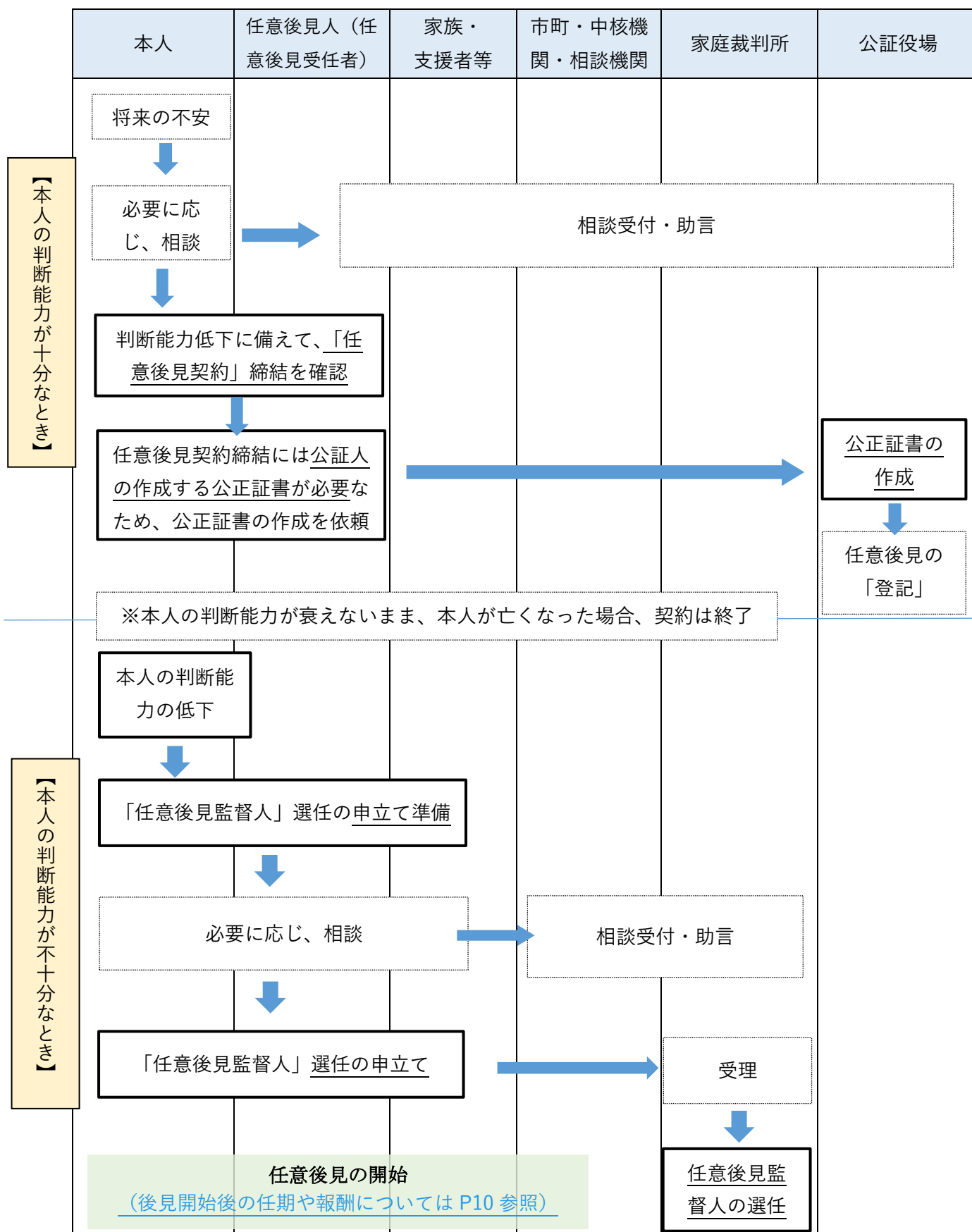
※1 申立て手続きを専門職（弁護士、司法書士等）に依頼した場合には追加で費用が必要になります

※2 申立て費用及び後見報酬について、市町から助成される場合があります。（要件に当てはまらず助成の対象外となる場合もあります）

詳しくは、後述の [「成年後見制度利用促進事業」（P 26）](#) をご覧ください。

2 任意後見制度の利用手続

【任意後見制度利用のフロー】



【任意後見契約について】

- 「任意後見制度」は、判断能力が十分なうちに、本人が前もって信頼できる人（任意後見人となる人）を選び、判断力が衰えた時の財産管理や日常生活において、約束をする際の支援の手配を頼んでおく制度です。
- 任意後見契約を結ぶためには公正証書が必要となり（任意後見契約に関する法律第3条）、その費用として、最低でも 15,000 円以上かかります。（公証役場の手数料・印紙代・登記委託料・書留郵便料・正本謄本の作成手数料等）
またその後、任意後見開始を申し立てる際にも費用が必要になります。
- 任意後見制度のメリットは、本人が任意後見人を選ぶことができ、本人が信頼する方に、将来、判断能力の低下したときのサポートをお願いしておくことができることです。
（法定後見制度の場合は、成年後見人等の候補者を選ぶことはできますが、決定は家庭裁判所が行うため、必ずしも候補者の方が成年後見人等になるとは限りません）
一方で、任意後見監督人が必ず選ばれ、任意後見人に加え、任意後見監督人の報酬が発生する（本人の財産から支払う）ことになります。

【県内公証役場一覧】

役場名	連絡先
広島公証人合同役場	〒730-0037 広島市中区中町 7-41 三栄ビル 9 階 電話：(082)247-7277
東広島公証役場	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 4 階 電話：(082)422-3733
呉公証役場	〒737-0051 呉市中央 3 丁目 1-26 第一ビル 3 階 電話：(0823)21-2938
尾道公証役場	〒722-0014 尾道市新浜 2 丁目 5-27 大宝ビル 5 階 電話：(0848)22-3712
福山公証役場	〒720-0034 福山市若松町 10-7 若松ビル 3 階 電話：(084)925-1487
三次公証人役場	〒728-0014 三次市十日市南 1 丁目 4-11 電話：(0824)62-3381

※「[公証役場一覧](https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/table/kousyou/all.html)」（広島法務局）（<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/table/kousyou/all.html>）
をもとに広島県作成

【任意後見監督人の選任申立てについて】

- 任意後見が開始されるのは、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時からになります。そのため、任意後見を開始したいと考える場合には、必ず家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があります。

【申立人について】

○ 申立てができるのは次の方です。

- ✓ 本人（任意後見契約の本人）
- ✓ 配偶者
- ✓ 四親等内の親族
- ✓ 任意後見受任者

【申立てに必要なもの】

- ✓ 申立書
- ✓ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ✓ 任意後見契約公正証書の写し
- ✓ 本人の成年後見等に関する登記事項証明書
- ✓ 本人の診断書
- ✓ 本人の財産に関する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等）等）
- ✓ 任意後見監督人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票などが必要になります。

○任意後見に必要な経費（基本的なもの）

必要な時期	項目	費用
公正証書作成のとき	公正証書作成の基本手数料	11,000 円
	登記嘱託手数料	1,400 円
	登記所に納付する印紙代	2,600 円
	その他（正本等の証書代、切手代など）	—
申立てのとき	申立手数料	800 円
	連絡用の郵便切手代	4,060 円
	登記手数料	1,400 円

※上記必要経費の表は下記2つのサイトをもとに広島県作成

- ・「成年後見はやわかり」「任意後見制度とは（手続の流れ、費用）」(https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/optional_guardianship/)
- ・「後見関係事件郵便切手等一覧表」(R6.10.1～)（広島家庭裁判所）(https://www.courts.go.jp/hiroshima/vc-files/hiroshima/kasai/kaji/seinenkouken/240924_kouken-yuukenchiran.pdf)

※任意後見開始後には、任意後見人、任意後見監督人の報酬、活動に必要な経費も必要になります。

第3章

関連制度等について

- 1 福祉サービス利用援助事業（通称「かけはし」）
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 意思決定支援について
- 4 その他の制度等について

1 福祉サービス利用援助事業（通称「かけはし」）

【概要】

- 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）は、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業です。
- 実施主体は広島県社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会のことを「社協」という。）並びに広島市社協で、広島県社協は事業の一部を、広島市を除く 22 市町の社協に委託しています。
- 福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）は、本人の意思に基づき、社協との契約により支援を行います。
- 本人や世帯が抱える課題に応じて支援計画をたて、市町社協の職員（専門員）と、生活支援員（市町社協に登録している地域住民）が連携して支援します。

【かけはしと成年後見制度の違い】

制度	本人の困りごと（課題）	支援内容
「かけはし」	認知症や障害等により判断能力が十分ではなくなってきたため、日常生活を送るために必要な福祉サービスの利用手続きや公共料金の支払い、お金の管理等が一人では不安になってきた。物忘れも多くなり、通帳をどこに収めたか、分からなくなることもある。そのため、支援が必要。	・ 福祉サービスの利用のお手伝い ・ 日常的な金銭管理のお手伝い ・ 通帳や大切な書類等の預かり
成年後見制度	判断能力が不十分のため財産管理や日常生活に支障が生じている。そのため財産管理や日常生活のことを決めるのに支援が必要。 （支援を行う成年後見人等に同意権（取消権）や代理権が付与される）	・ 付与された同意権（取消権）、代理権に基づき、財産の管理、身上の保護を行う（ 具体的な内容はP11をご覧ください ）

- 「かけはし」を利用できるのは、①判断能力が不十分な人 ②契約の内容を理解することができ、かけはしを利用する意思のある人です。
- そのため、判断能力が欠ける状態である「後見」相当の方は「かけはし」の支援対象とはなりません。
- また「かけはし」には成年後見制度のような同意権（取消権）や代理権の付与はなく、判断能力の不十分な方に対しては、十分な支援が行えない場合があります。
- ご興味のある場合には、お住まいの市（区）町の社協へご相談してみてください。

【参考】「[県内の市町社会福祉協議会一覧](https://www.hiroshima-fukushi.net/hkso1/kyougikai8/shimachishakyo-address/)」（広島県社会福祉協議会）（<https://www.hiroshima-fukushi.net/hkso1/kyougikai8/shimachishakyo-address/>）



出典：「生活支援員活動ハンドブック」（広島県社会福祉協議会）（<https://www.hiroshima-fukushi.net/fukushi-wp/wp-content/uploads/2020/02/%E2%91%A7%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%93%A1%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%EF%BC%88%EF%BE%8B%EF%BE%9F%EF%BE%9D%EF%BD%B8.pdf>）

○ 「かけはし」には3つの支援があり、内容は次のとおりです。

支援内容	利用料	備考
(1)福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1,500 円／1 回	
(2)生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	1,500 円／1 回	
(3)通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり	1,500 円／1 か月	令和 7 年 4 月以降は 2,000 円/1 か月 (※広島市を除く)

※契約を結ぶまでの相談は無料

※生活保護受給者については、預かりの利用料のみ負担

ただし、市町社協によって、別途、利用料に関する規程を設けている場合があります

※支援のために必要な実費については、本人の負担

【事業詳細】

○ 事業詳細については「福祉サービス利用援助事業かけはし」（広島県社会福祉協議会）（https://www.hiroshima-fukushi.net/hkso2/prefectural3/01kakehashi_01/）をご覧ください。

2 成年後見制度利用支援事業（報酬助成制度）

- 前述のとおり、成年後見制度では、その申立て費用は申立人が負担し、成年後見人等への報酬は、本人の財産から支払うことになっています。そのため、財産の無い人や少ない人は制度利用が困難となる場合があります。
- 判断能力が不十分な方の保護を図る必要がある場合、本人の資力の有無に関わらず制度を利用できるようにするため、資力の無い人や少ない人に対して、申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部又は一部について、公的な援助を行う制度が「成年後見制度利用支援事業」です。
- 詳細はお住まいの市（区）町の担当窓口にご相談ください。その際には高齢者の関係と障害者の関係で部署が異なることが多いので、注意してください。

3 意思決定支援について

（１）意思決定支援の概要

- 意思決定支援とは、支援される本人の気持ちを踏まえて支援の内容を決めるために本人の決定を支援する取り組みです。
- 裁判所や厚生労働省で構成するワーキング・グループが示すガイドラインの定義では「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、成年後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動」とされています。

出典：『「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について（意思決定支援ワーキング・グループ）』（最高裁判所）（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html）

（２）意思決定支援の意義

- 意思決定支援が必要とされた背景には、これまで成年後見制度が、ときに本人の意思と異なる運用をされた事例があるという反省に基づいています。
- 例えご家族等であっても、成年後見制度を利用する際には、本人の意思尊重の視点を十分に考慮し、代理権等を備える成年後見人等の考えや意見による「代行決定」は最小限に留め、本人にとってより良い権利擁護支援を目指していく必要があります。

【参考】

- 『「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について（意思決定支援ワーキング・グループ）』（最高裁判所）（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html）

[isien kihontekinakangaekata/index.html](https://www.isien.kihontekinakangaekata/index.html))

- 「成年後見はやわかり」「意思決定支援について総合的に学ぼう」 (<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>)

4 その他の制度等について

- 成年後見制度を利用しない場合でも、本人の状況に応じて、次のような対応が考えられます。内容の詳細は相談窓口等でお尋ねください。

※ 虐待など、緊急性のある場合を除き、制度利用の検討に当たっては、本人の「意思決定支援」を適切に活用してください。

項目（制度等）	相談先
福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）の利用	お住まいの市（区）町社協
関係支援機関や権利擁護支援チームによる見守り	お住まいの自治体、または社協、地域包括支援センター（高齢者関係）、基幹相談支援センター（障害者関係）等
虐待やセルフネグレクトへの対応	
消費生活センターの相談対応	広島県消費生活センター、お住まいの市町の消費生活センター（相談所）等

第4章

参考資料

- 1 県内問い合わせ先一覧
- 2 Q&A
- 3 事例
- 4 関連様式等
- 5 ガイドラインの作成経過
- 6 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ[委員等名簿]
- 7 参考資料等

1 県内問い合わせ先一覧

【県内問い合わせ先】

- お住まいの地域（自治体等）の相談窓口については、次のサイトから検索が可能です。市町単位での検索が可能で、相談窓口の所属名、電話番号、住所、HP、受付時間等が記載されています。

◆お住まいの市町村の窓口

「成年後見はやわかり」「相談窓口のご案内」(<https://guardianship.mhlw.go.jp/consultation/>)

◆お住まいの地域の社協の連絡先

「県内の市町社会福祉協議会一覧」（広島県社会福祉協議会）(<https://www.hiroshima-fukushi.net/hks01/kyougikai8/shimachishakyo-address/>)

◆公証役場の連絡先

[P21 県内公証役場一覧](#)

- その他の代表的な県内の問い合わせ先は次のとおりです。

区分	名称	電話番号
行政機関	広島県（健康福祉局地域共生社会推進課）	082-513-3136
社会福祉協議会	広島県社会福祉協議会（地域福祉課）	082-254-2300
その他	広島弁護士会	082-225-1600
	法テラス広島	0570-078352
	広島司法書士会 リーガルサポート広島県支部	082-511-0230
	公益社団法人 広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま	082-254-3019
	広島県行政書士会 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター ー広島県支部	082-243-5776
	一般社団法人社労士成年後見センター広島	082-836-4487
	中国税理士会 成年後見支援センター	082-249-6229
	一般社団法人 広島県精神保健福祉士協会	0829-30-6014
	広島公証人会	082-247-7277
	広島家庭裁判所本庁	082-228-0563
司法機関	呉支部	0823-21-4992
	尾道支部	0848-22-5286
	福山支部	084-923-2806
	三次支部	0824-63-5169

【家庭裁判所の県内管轄】

区分	管轄市町
広島家庭裁判所本庁	広島市、廿日市市、東広島市、大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
呉支部	呉市、江田島市、竹原市、大崎上島町
尾道支部	尾道市、三原市（※大和町は本庁管轄）、世羅町（※旧世羅西町区域は三次支部管轄）
福山支部	福山市、府中市、神石高原町
三次支部	三次市（※甲奴町は福山支部管轄）、庄原市（※総領町は福山支部管轄）、安芸高田市（※八千代町は本庁管轄）

2 Q&A

Q1 審判にかかる期間はどのくらいですか

A1 事案の複雑さや、成年後見人等受任者の調整状況にもよりますが、多くの場合4か月以内です。

出典：「[成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html)」Q23（法務省）（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

Q2 申立て費用は、誰の負担になりますか

A2 原則として申立人の負担となるため、申立てを行った方の負担となります。

ただし、特別な事情がある場合には、家庭裁判所は申立人以外の関係人に費用の全部または一部の負担を命ずることができるものとされていますので、例えば本人の財産から負担してもらえる場合もあります。

また、お住まいの市町から助成がある場合もあります。（[成年後見制度利用支援事業：P26](#)）

Q3 成年後見人等を辞めること（または成年後見人等を辞めさせること）はできますか。

A3 成年後見人等は「正当な事由があるとき」は家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。（民法第844条等）

また、成年後見人等に「不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるとき」は、本人や親族等の請求や家庭裁判所の職権により、辞めさせることができます。（民法第846条等）

具体的に辞任できるのか、また辞めさせることができるのかについては、個々の事情に基づき、家庭裁判所の判断が必要となります。

なお、成年後見人等の辞任、解任後も、本人が成年後見制度を利用することとなっ

た原因が消滅していない場合、新しい成年後見人等が選任されることになります。

※「成年後見制度利用促進ポータルサイト成年後見はやわかり」の Q&A もご確認ください。

- 「成年後見はやわかり」良くあるご質問（一般向けの Q&A）（<https://guardianship.mhlw.go.jp/faq/>）

※裁判所 HP の Q&A も参考になります。

- 「裁判手続 家事事件 Q&A」 第 12 成年後見に関する問題（最高裁判所）（https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#ga_kazi54）

※法務省 HP も参考にしてください。

- 「成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A」（法務省）（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

3 事例

◆事例目次

（●かけはし）

（1） アパート解約・施設入所等のため「かけはし」から成年後見制度の利用につながったケース

（●首長申立てにつなげた事例）

（2） 認知機能の低下により、金銭を含めた身の回りのものを管理することができなくなり支援が必要なケース

（●虐待）

（3） 息子（養護者）による経済的虐待を支援したケース

（●任意後見）

（4） 将来の不安を解消するために任意代理契約、任意後見契約、および死後事務委任契約を行ったケース

（5） 将来の不安を解消するために任意後見契約を親族で行ったケース

◆事例 1 【アパート解約・施設入所等のため、「かけはし」から成年後見制度の利用につながったケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：A さん（70 代後半） 妄想を伴う認知症
アパートで独居 異母兄弟の子はいるが連絡先不明
- 相談者：地域包括支援センター、病院

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- アパートで倒れていたところを、地域包括支援センター職員の通報で緊急入院。それまでサービス利用はなく、家はゴミ屋敷の状態。在宅復帰予定で「かけはし」利用開始となったが、心身の状態から施設利用検討が必要となった。
- アパート退去や施設入所等の支援が必要となるが、「かけはし」では対応が難しいため、後見制度利用を検討。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 地域包括支援センターが調整をして、司法書士支援で本人申立。保佐人が選任。
- 「かけはし」から後見に繋がったことで、本人も金銭管理などの支援受け入れがスムーズだった。アパートのごみ処理含め退去の手続きを行い、グループホームに入所
- その後、本人の希望からサービス付き高齢者向け住宅を経て、特別養護老人ホームに入居。
- 保佐人が定期的に訪問し、施設職員とやり取りをしながら死去まで対応できた。

◆事例2【認知機能の低下により、金銭を含めた身の回りのものを管理することができなくなり支援が必要なケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：Aさん（60代） 進行性の障害がある
障害者施設に入所中 家族はおらず、連絡の取れる親族はいない
- 相談者：入所施設

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 進行性の障害により徐々に判断能力が低下し、ほとんど意思疎通が図れなくなったため、金銭管理を含めた意思決定が難しくなってしまった。
- また、障害の進行に伴い、医療機関への入院も必要となったが、上記状況のため、入院の手続き（契約）も本人だけでは困難である。
- 入所施設では契約等の代理はできないため、意思決定のサポートをする必要がある。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 入所施設から地元の社会福祉協議会へ相談。本人の状態から、本人申立は難しいということになり、地元自治体に相談し、首長申立をおこない、成年後見人が就任することとなった。
- 成年後見人の就任により、スムーズに入院することができた。
- また、本人との意思疎通が困難であったため、成年後見人と医療機関、入所施設間では密に連絡を取り合うこととなり、関係は良好であった。
- そのため、本人が亡くなられた際には、医療機関から入所施設と成年後見人に連絡があり、家庭裁判所とのやり取りも含め、適切に対応することができた。

◆事例3【息子（養護者）による経済的虐待を支援したケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：脳梗塞後遺症 右半身麻痺 要介護4 ショートステイの長期利用中
金銭管理者は息子
利用料の支払いが遅れ、未払いが数か月分になり、契約解除の可能性あり
- 相談者：ショートステイの相談員、担当ケアマネジャー

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 特別養護老人ホームの入所待ちでショートステイを利用中。金銭管理をする息子が利用料の支払いを期日までに行わず、数か月分滞納。事業所は契約解除の可能性を示唆。
- 息子は本人（父）を自宅で介護をする意向がないが、利用料負担を理由にショートステイの利用を終了し、在宅生活再開を強く希望。
- 担当ケアマネジャーの担当圏域外を理由に居宅介護支援事業所の調整も必要となった。経済的虐待、介護の放棄・放任のケースとして相談支援を開始。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

【本人】

- 法テラスの弁護士派遣事業を利用。ケースカンファレンスの場へ弁護士にも参加してもらい、経済的虐待のケースとして支援方針を協議。
- 成年後見制度の申立と同時に審判前の保全処分を申し立てるため、ケアマネジャーと連携をして弁護士に息子（養護者）の情報を提供。保全処分の審判が下りてすぐに弁護士（成年後見人）が金銭管理、身上保護を開始し、経済的虐待が解消。

【息子（養護者）】

- 一方で、養護者支援として、収入が不安定で本人の金銭に依存していた息子に対し、行政、地域包括支援センター、成年後見人等と連携し、息子（養護者）との面談を重ねた。経済的自立に向けた支援として、くらしサポートセンターと連携し、息子は就労することができ、本人の金銭に依存することなく一人暮らしを始めた。

◆事例4【将来の不安を解消するために任意代理契約、任意後見契約、および死後事務委任契約を行ったケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：Aさん（70代後半） 判断能力は問題なし
配偶者が他界して独居。子は30年以上前に他界。
他の親族は県外の兄弟姉妹と甥姪
- 相談者：本人

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- 配偶者の死亡に伴い、独居となり、身近に支援者がいないことから、自分が入院したり認知症になった場合の不安を感じた。
- 現在は独居生活を楽しめる余裕があるが、将来を考えるととても不安感が強い。しっかりした宗教観があるが、葬儀や納骨に対する希望をどのようにしたら叶えられるのかもわからない。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 任意代理、および任意後見契約を司法書士と締結。
- その際に尊厳死宣言を行い、医療同意に関してもできるだけ親族に頼る必要がない様に希望。ケアマネジャー、民生委員と司法書士（任意後見契約受任者）が連携しており、何かの際には任意後見契約受任者から連絡が入り、単発の相談もできるため安心している。
- 菩提寺の住職にも任意後見契約受任者を紹介。葬儀会社を交えて、自身の葬儀、納骨について、希望が叶う様な死後事務委任契約を締結。死後についても安心している。

◆事例5【将来の不安を解消するために任意後見契約を親族で行ったケース】

○初回相談時の本人や相談者の状況（年齢、家族構成、住居、課題となる障害等）

- 本人状況：Aさん（80代前半） 判断能力は問題なし
独居 知的障害のある息子が施設入所中（他に子はいない）
親族は近くに住む姪
- 相談者：本人

○本人の困りごと（成年後見制度の利用を検討した理由）

- Aさんが息子の金銭管理や必要な契約、日用品の調達を実施。自身の独居生活にも問題は無い。
- ただし、息子と自分の将来が漠然と不安である。

○制度を利用（活用）した結果（相談先、関係機関との連携、解決状況について）

- 相談を受けた地域包括支援センターの勧めにより、息子は成年後見制度の利用を行うことになり、Aさんが家庭裁判所に申立て。司法書士が息子の保佐人に選任され、息子の金銭管理などを担ってもらえるようになったので、息子の将来への不安がなくなった。
- 並行して、自分の将来を支えてもらうために、頼りにしている姪との間に任意後見契約を締結。姪とAさんのケアマネジャー、息子の保佐人は、連絡先を交換。Aさんが認知症等になった際には、任意後見を開始して姪が中心となって皆で支える環境が整った。現在は安心して独居生活を楽しんでいる。

4 関連様式等

◆広島家庭裁判所に提出が必要な書類の各様式

成年後見等の申立てに関係する様式一覧を参考に掲載します。(令和7年3月時点のもの)

様式は随時変更の可能性がありますので、最新の様式及び詳細は、次のリンク先（「[成年後見に関する審判](#)」内の『[「1 申立てをお考えの方へ」](#)「[窓口でお渡しする申立てに必要な書式等](#)」(広島家庭裁判所) (<https://www.courts.go.jp/hiroshima/saiban/tetuzuki/seinenkoukenoz/index.html>)よりご確認ください。※様式だけでなく、記載例も掲載されています。

【法定後見の申し立て】

様式名
最初にお読みいただく書面
1 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて
2 後見開始等の申立ての準備手順
3 面接の予約について
福祉関係者、主治医に作成してもらう書類
(1)福祉関係者関係
4 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ
5 本人情報シート（成年後見制度用）
(2)主治医関係
6-1 診断書を作成される医師の方へ
6-2 診断書（成年後見制度用）
7-1 鑑定手続への協力の依頼
7-2 診断書附票
法務局へ申請する書類
8 「登記されていないことの証明書」を申請する際の注意点
9 「登記されていないことの証明申請書」
申立人において記入する書類
10 申立書
11 代理行為目録
12 同意行為目録
13 申立事情説明書
14 親族関係図
15 親族の意見書（「親族の意見書について」及び記載例添付
16 後見人等候補者事情説明書
17 財産目録
18 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産があるとき）
19 収支予定表
20-1 同意書（保佐用）
20-2 同意書（補助用）

【任意後見監督人選任の申立て】

様式名
最初にお読みいただく書面
1 任意後見監督人選任審判の申立てについて
添付書類のうち、「福祉関係者、主治医に作成してもらう書類」については、 <u>後見開始等申立の④～⑦－2</u> までをご利用ください。（※）
申立人において記入する書類
2 申立書（任意後見監督人選任）
3 申立書事情説明書（任意後見）
4 親族関係図
5 推定相続人について
6 任意後見受任者説明書
7 財産目録
8 相続財産目録
9 収支予定表

※ 1 の書類の添付書類関係【参考】

福祉関係者、主治医に作成してもらう書類
(1)福祉関係者関係
4 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ
5 本人情報シート（成年後見制度用）
(2)主治医関係
6-1 診断書を作成される医師の方へ
6-2 診断書（成年後見制度用）
7-1 鑑定手続への協力の依頼
7-2 診断書附票

【成年後見人等に選任された後の様式】

様式名
後見人等に選任された方へ
後見等事務報告書
報酬付与申立書
報酬付与申立事情説明書

※令和 7 年 4 月以降、様式の変更が行われます。変更後の様式は[こちらのリンクをご覧ください](https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/index.html)。「[手続案内及び各種書式](https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/index.html)」（最高裁判所）（<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/index.html>）

◆その他参考となる資料等

【関係機関の参考 HP】

○裁判所 HP

- ✓ [「裁判手続 家事事件 Q&A」 第 12 成年後見に関する問題](#)（最高裁判所）
(https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi54)
- ✓ [「成年後見制度 Q&A」](#)（令和 3 年 9 月作成）（広島家庭裁判所）
(https://www.courts.go.jp/hiroshima/vc-files/hiroshima/kasai/kaji/seinenkouken/seinenkouken_qanda.pdf)

○厚生労働省 HP

- ✓ [「成年後見制度利用促進」](#)
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>)
- ✓ [「成年後見制度利用促進ポータルサイト 成年後見はやわかり」](#)
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)
- ※ 「成年後見はやわかり」において、Q & A が掲載されています。（キーワード検索も可能です）
- ✓ [「成年後見はやわかり」良くあるご質問（一般向けの Q&A）](#)
(<https://guardianship.mhlw.go.jp/faq/>)

○法務省 HP

- ✓ [「成年後見制度・成年後見登記制度」](#)
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>)
- ✓ [「成年後見制度・成年後見登記制度 Q&A」](#)
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>)

【関係する法律・基本計画】

法律名	備考
民法 （e-Gov 法令検索） (https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089)	成年後見制度関係
成年後見制度の利用の促進に関する法律 （e-Gov 法令検索） (https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000029)	成年後見制度関係
任意後見契約に関する法律 （e-Gov 法令検索） (https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000150/)	任意後見関係
社会福祉法 （e-Gov 法令検索） (https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045)	「かけはし」の根拠

計画名	備考
第一期成年後見制度利用促進基本計画 （厚生労働省） (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf)	
第二期成年後見制度利用促進基本計画 （厚生労働省） (https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf)	

5 ガイドラインの作成経過

日程	概要
令和6（2024）年 10月18日	第1回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン項目案の検討 ・意見聴取
令和6（2024）年 12月25日	第2回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン素案の検討 ・意見聴取
令和7（2025）年 2月10日	第3回権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ ・ガイドライン案の検討 ・意見聴取

6 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ（関係者向け）〔委員等名簿〕

【委員】

区分	所属	職名	氏名
学識経験者	広島県公立大学法人県立広島大学	講師	手島 洋
専門職団体	広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会		日野 真裕美
	広島司法書士会 リーガルサポート広島県支部	幹事	三村 真由美
	公益社団法人 広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま	委員長	駄賀 健治
	広島県社会福祉法人経営者協議会	副会長	遠部 敦也
	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	監事	黒木 勇治
市町行政	広島市 健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課	課長	升井 亮
	呉市 福祉保健部重層的支援推進室	主幹	花浦 康弘
市町社協	社会福祉法人 三原市社会福祉協議会	権利擁護係長	野上 晃
	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	政策調整担当副局長	藤村 知史

【オブザーバー】

区分	所属	職名	氏名
司法機関	広島家庭裁判所	主任書記官	村上 裕和

7 参考資料等

○参考資料

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>）
- 「分かりやすい成年後見制度テキスト」第2版（令和4年11月）（静岡県・静岡県社会福祉協議会）（<https://www.shizuoka-wel.jp/money-resolution/guardian/1-2/>）
- 「成年後見制度市町長申立てマニュアル Vol 5」（静岡県社会福祉協議会）（<https://www.shizuoka-wel.jp/money-resolution/guardian/manual/>）

※その他、次のとおり情報を参考にしています。

- 本文に掲載した裁判所、厚生労働省、法務省、自治体等、公的機関のHPに掲載されている情報
- 成年後見制度及び関連する諸制度等に関して先行した取り組みをしている自治体等のHPに掲載されている情報

広島県 健康福祉局
地域共生社会推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL 082-513-3136